

## ● 支援を必要とする人を支えるセーフティネット対策を強化するために ～ 政策委員会「セーフティネット対策における保護施設等の機能 強化に関する検討会」を設置

生活困窮者自立支援制度は、地域共生社会の実現にむけてその基幹となる役割が期待されています。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書(平成29年12月15日)では、経済的困窮にある人びとの多くが社会的孤立の状態にあり、早期の予防的支援とともに切れ目のない一体的な支援が急務の課題であることを提起しました。

その上で、最後のセーフティネットである救護施設等の保護施設の施設体系とともに、多様な課題を有する入所者の特性に応じたサービス提供機能の強化、他法他施策の利用、退所後の支援強化等の課題については、さらに検討すべきであるとしています。

とくに、単独での居住が困難な生活保護受給者や、住居を持たない生活困窮者の一時生活支援、居住支援の強化・拡充が重要な取組課題であり、さらに、包括的な支援を実現するためには、地域における関係機関・民間団体との緊密な連携等、支援体制の整備が不可欠です。

こうした状況をふまえ、生活困窮者に対する包括的支援体制の強化における生活支援、居住支援、就労支援、一時保護、アセスメントと自立支援計画等のあり方とともに、それを担う福祉施設の機能強化の方策等を検討し、今後の関係施策に資するため政策委員会に「セーフティネット対策における保護施設等の機能強化に関する検討会」を設置することとしました。

3月30日には、本格的な検討にむけて「準備会」を開催しました。開会にあたって全社協 斎藤 十朗 会長は、今年1月に札幌市の共同住宅で起きた火災によって多数の高齢の生活保護受給者が亡くなったことについて、「こうした事故は決して起きてはならない、という強い思いのなか、生活保護法や老人福祉法、社会福祉法等に規定されている、それぞれの機能をもった既存の施設をもっと活性化させていくべきだと考えます。本来は、養護老人ホームを必要なだけ整備する必要がありましょう。しかし、それが難しいとすれば、法に基づく無料低額宿泊所、宿所提供的施設などを活性化させ、機能させ、整備も促進することだと思います。そして、規制をする半面で公費をもって支援するという姿勢がなければなりません。真に支援を必要とするすべての人たちにどう手を差し伸べるのか、英知を集めてご検討いただきたい」と述べました。

続いて座長に宮本 太郎 中央大学法学部教授を選任した後、出席した委員から自身が携わる実践・活動の現状が紹介されるとともに、検討会における主な検討事項について意見交換、協議しました。

検討会は、当面4月から6月にかけて月1回のペースでの開催を予定しており、第

1回(4月26日)では自ら支援に「つながることができない」人びとの生活の安心・安全をどう支えることができるのか、現在の制度のもとそれぞれの地域で起きている生活課題や福祉ニーズへの取り組みと支援の現状等について協議する予定としています。



挨拶を述べる宮本 太郎 座長（左）

【政策企画部 TEL 03-3581-7889】

全社協 Action Report 第119号（平成30年4月16日）より抜粋